

総合支援資金貸付「再貸付」

手続きの手順について

総合支援資金特例貸付【再貸付】申請書類（様式1～3の3枚）をすべてご記入のうえ、社会福祉協議会の申請窓口へ提出もしくは郵送ください。（郵送料は申請者負担）。但し、郵送の場合、記入漏れ等不備があった場合は、お手数ですが来所いただく場合があります。

※75歳以上の方の申請は様式4「収支状況表」の提出が必要です。

再貸付申請書類を不備なく提出いただいたのち「市役所生活福祉課の自立支援係の面談が必須」となっており、自立支援担当より申請者へ電話が入ります。

コロナウイルス感染拡大防止の観点から、基本的に電話口での現況確認等（電話面談）が行われます。場合によっては、市役所窓口にて面談いただくこともあります。

市役所自立支援担当の電話面談後、宜野湾市社会福祉協議会へ面談終了の報告があり、県社協への本申請・審査が行われます。

※宜野湾市社協より県社協へ本申請後、決定まで1カ月程度かかります。

※間違った内容や虚偽の申請があった場合は、送金が遅れることや、貸付が出来ないことがありますのでご了承ください。

※その他、不明な点がございましたら、下記までお問合せ下さい。

●窓口申請受付時間（問い合わせ対応時間）

午前9:00～11:30

午後1:00～4:00

※土日祝祭日は休み

●申請先（問い合わせ先）

社会福祉法人 **宜野湾市社会福祉協議会**

〒901-2205 宜野湾市赤道2-7-1

（市社会福祉センター内）

TEL 098-892-6525

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
- イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日(金)より、全国で受け付け開始
- ・ 令和3年3月末まで受付

お問合せ先

- 一般的なお問合せは相談コールセンター
0120-46-1999 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）
- お申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会にお電話ください。
※ 郵送でのお申込みもできます。

再貸付までの流れ

ステップ1

市町村内の社会福祉協議会へ再貸付の申請を行ってください。

ステップ2

市町村内の生活困窮者自立相談支援機関へご相談ください。
生活の状況等により、求職者支援訓練や生活保護のご案内をいたします。

総合支援資金の再貸付に関する Q & A

Q1 総合支援資金の利用が初回3月で終了しているのですが、再貸付の申請は可能ですか？

A 総合支援資金の延長申請を行ってください。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A 申込書(様式1)・借用書(様式2)・状況確認シート(様式3)の3点をご用意ください。(居住地や世帯に変更がある場合は、住民票を、振込口座を変更する場合は、通帳の写が必要です。)

Q3 お金はどれくらいの期間で振り込まれますか？

A 各都道府県社会福祉協議会により異なります。受付開始後、早めのご相談・申請をお願いします。

Q4 借り受けたお金の返済方法はようになりますか？

A 借受の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q5 償還免除はありますか？

A 総合支援資金の再貸付についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります(要件等は現在、厚生労働省で検討中です)。